

第1章 子ども・子育て支援事業計画について

1 趣旨・法的位置づけ

平成27年4月から子ども・子育て関連3法に基づいてスタートした子ども・子育て支援新制度では、社会全体で子ども・子育てを支えるという考えのもと、市町村が実施主体となって、それぞれの地域の特性やニーズに即して、より柔軟な制度運用、サービス提供を行うことで、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」に向けた取り組みを推進することとしています。

子ども・子育て関連3法の柱として位置づけられている子ども・子育て支援法（以下「法」という。）では、第60条で国の責任としてこれらの円滑な実施を確保し、総合的に施策を推進するための基本的な指針を定め、第61条で市町村は市町村子ども・子育て支援事業計画を策定し、計画的に実施・整備を行うこととしています。

本市では平成27年度から令和元年度までの5箇年を計画期間とする湯沢市子ども・子育て支援事業計画を策定し、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等に取り組んできました。

前計画が令和元年度で終了するにあたり、これまでの本市の子ども・子育て支援施策の成果と課題等を踏まえ、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うため、第二期湯沢市子ども・子育て支援事業計画を策定します。

・子ども・子育て支援法（抜粋）

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第61条 市町村は、基本指針に則して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

2 検討過程

(1) 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的事項

市は、法の基本理念等の意義に関する事項を踏まえ、子ども・子育て支援事業計画を作成しました。

また、次世代育成支援対策推進法に基づく、子育て家庭と子どもたちを対象とする次世代育成にかかわる施策を推進する「湯沢市次世代育成支援行動計画」は、この計画に位置づけることとします。

・次世代育成支援対策推進法（抜粋）

(市町村行動計画)

第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、(中略) その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

(2) 子ども・子育て支援事業計画の作成のための体制の整備等

認定こども園、保育所等や地域子ども・子育て支援事業等の担当部局と相互間の連携を図り円滑な事務の実施が可能な体制を図りました。

地域の実情に即した実効性のある内容とするため、子どもの保護者の意見の聴取、子ども・子育て会議または子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴きました。

(3) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用状況及び利用希望の把握

地域特性や教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用の状況、利用希望の実情及び子どもと家庭を取り巻く環境等の現状を分析し、それらを踏まえて作成しました。

子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたり、保護者から子育てに関するアンケート調査を実施し、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況及び利用希望を把握し、当該調査結果を踏まえ教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを推計し、具体的な目標設定を行いました。

(4) 計画期間における数値目標の設定

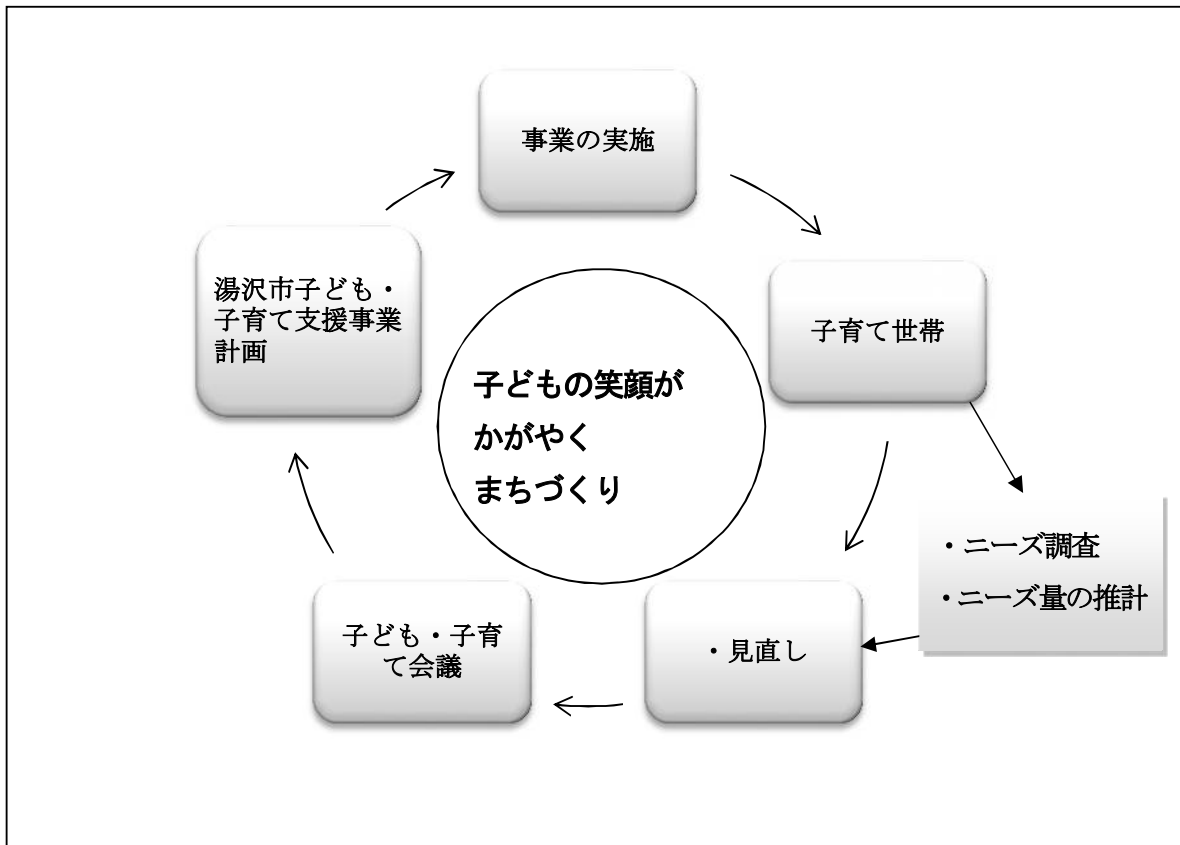
地域の子どもが必要な教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を効果的、効率的に利用できるように、地域の実情に応じて計画期間内における量の見込みを設定しました。

3 住民の意見の反映

湯沢市子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、子ども・子育て会議または子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴くほか、広く住民の意見を求めること、その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めます。

計画策定（見直し）のイメージ

PDCAサイクルを実践します。



4 計画期間

本市では、法及び基本指針に即してこの計画期間を令和2年度から令和6年度までの5年間としますが、必要に応じ計画を見直します。

なお、見直しにあたっては、PDCAサイクルを実践することとします。

5 他の計画との関係

(1) 第2次湯沢市総合振興計画

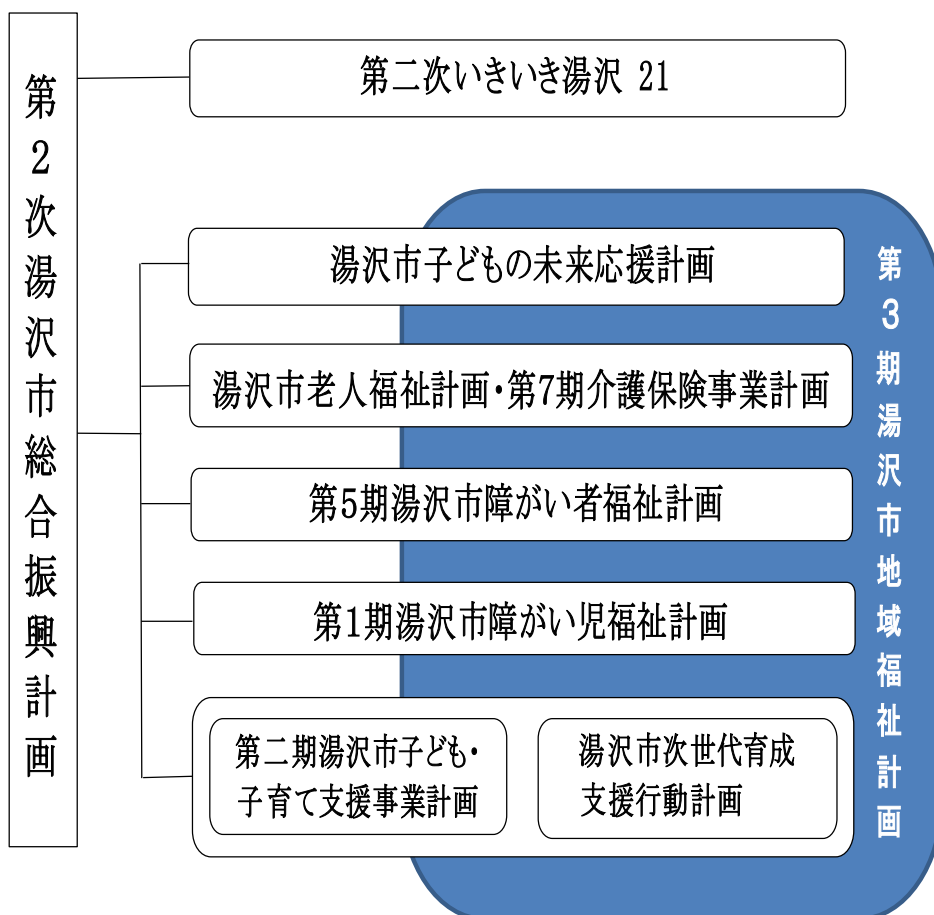
本市では、市の将来像を「人のつながりで磨かれる、熱（エネルギー）あふれる美しいまち」とする第2次湯沢市総合振興計画を策定し、市政運営の指針としてまちづくりを進めています。

現在、毎年度実施計画を策定し、基本構想で定める施策の計画的な実施を図っています。

この計画は、湯沢市総合振興計画の部門別計画であり、当該計画に盛り込むべき事項については、子ども・子育て支援に関する事項を定める次の計画との整合を図ります。

(2) 湯沢市次世代育成支援行動計画

次世代育成支援対策推進法に基づく、子育て家庭と子どもたちを対象とする次世代育成にかかわる施策を推進する「湯沢市次世代育成支援行動計画」は、この計画に位置づけることとします。



第2章 湯沢市の現状と課題

1 人口の減少と少子高齢化の進行

本市の人口は平成23年度から約6千人の人口が減少し、年少人口（0歳～14歳）、年少人口割合とも減少する一方で、老年人口（65歳以上）、老年人口割合は、いずれも増加しています。

人口の流出と少子化に伴い、高齢化は急速に進行しており今後さらに上昇すると予測されます。こうした中、伝統的な家庭や地域の相互扶助機能が低下し、市民相互の社会的つながりも希薄化するなど、地域社会が変容しつつある中で、地域における社会福祉のあり方が問われています。

2 課題

核家族世帯、共働き世帯の増加により、出生間もない乳児から小学生まで切れ目のない子育て支援サービスへの需要が高まっています。認定こども園・保育所の利用状況を見ても産休、育休明けから乳児の利用が増加しており、施設・保育士の確保等が必要です。また、延長保育、休日保育、病児保育等の充実が求められています。

小学校就学後も子どもが安全に利用できる居場所、のびのびと遊べる場所を確保する必要があります。

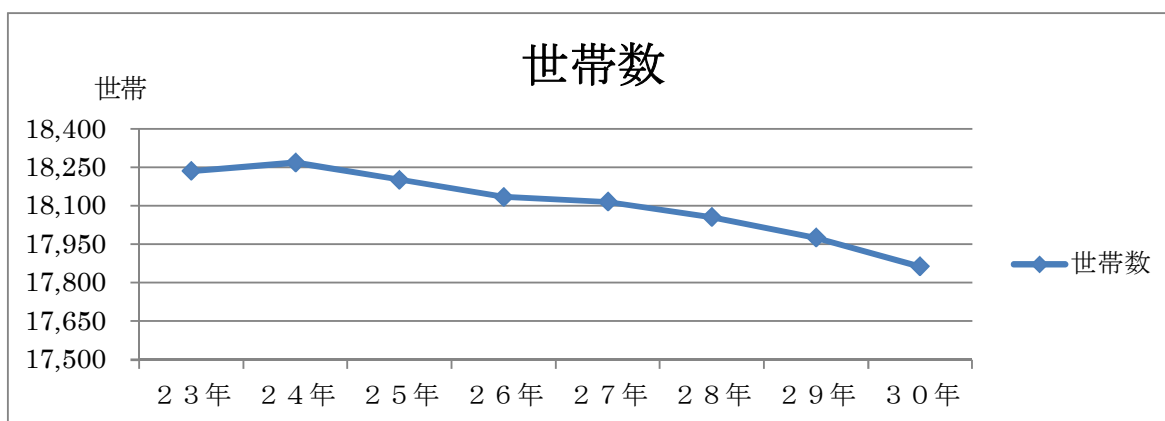
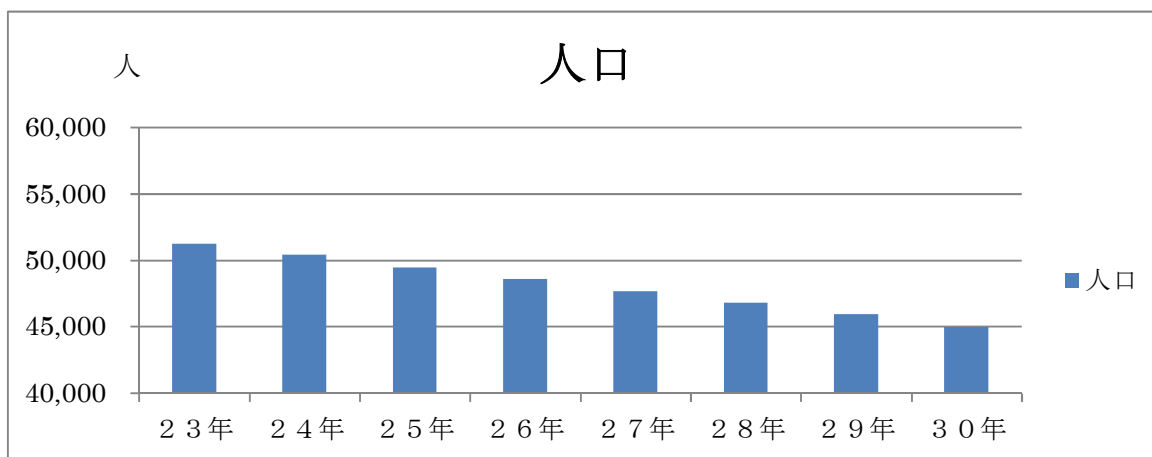
各家庭の子育てが孤立した子育てにならないよう、子育て支援情報の提供及び相談機能を充実させるとともに、子育ての仲間づくりができる場所を確保し、その利用促進を図る必要があります。

子育ての不安の緩和や子どもの健やかな成長のために、生まれる前から乳幼児期を通し母子保健、小児医療などの適切な対応と一貫した支援が必要とされています。

(1) 人口・世帯の推移

平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
51,225	50,398	49,459	48,586	47,683	46,794	45,922	44,963
18,235	18,268	18,202	18,134	18,116	18,055	17,976	17,864

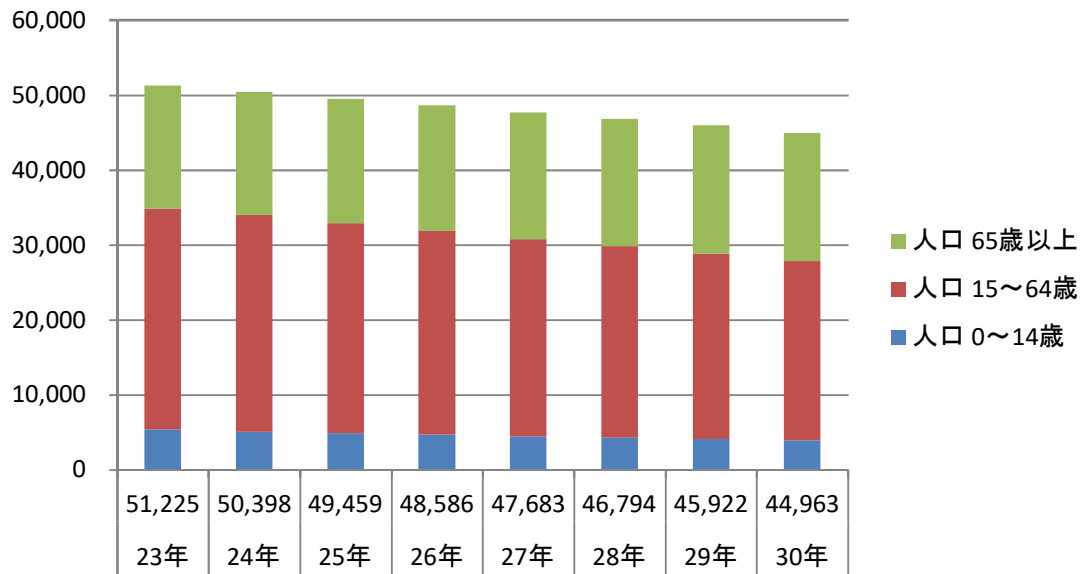
(住民基本台帳各年度末現在)



人口構造は、15歳～64歳までの人口が全体の53.19%を占め、65歳以上の老年人口は38.11%を占めています。老年人口は、平成23年度と比較して6.18%増加し0歳～14歳人口は平成23年度と比較して1.72%減少し、人口の減少に加え高齢化率が高くなっています。

(2) 人口構成の推移

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
人口	51,225	50,398	49,459	48,586	47,683	46,794	45,922	44,963
0～14歳	5,332	5,058	4,856	4,670	4,448	4,269	4,098	3,909
15～64歳	29,538	28,897	28,028	27,160	26,326	25,513	24,695	23,918
65歳以上	16,355	16,443	16,575	16,756	16,909	17,012	17,129	17,136



第3章 湯沢市における子ども・子育て支援の基本理念

1 子どもの笑顔がかがやくまちづくり

急激な社会変化と少子化が進行する中で、夫婦が希望する数の子どもを持つことに不安を感じたり、親が子育てやしつけに対して不安や負担感を抱くなど、家族形態や地域社会が大きく変わってきています。

また、子どもたちを取り巻く環境も、保護者の育児不安の増大や児童虐待の増加、少子化による子ども同士のふれあいの減少、いじめ、非行、不登校、ひきこもり等の問題行動、子どもを狙った犯罪の増加などさまざまな問題を抱えています。そして、それが子どもにも、親の子育てにも大きな不安をもたらしています。

このような社会の中で、出産や子育てに関するさまざまな負担や障がいをしてできるだけ軽減し、地域社会全体で支援していく体制づくりと、家族の豊かな愛情のもとで、子どもが健やかに育っていける環境づくりを進めていく必要があります。

そこで、「子どもの笑顔がかがやくまちづくり」を基本理念に、妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援をし、よりよい環境で安心して子育てができるよう、次のように基本目標と基本施策を定めました。

2 基本目標

(1) 安心して子育てができる環境づくり

現代の複雑かつ多様化する社会の中で、家庭での子育てに伴う不安や負担が増大しています。

そこで安心して子どもを生み、子育てに喜びを感じ、子どもを健やかに育てていくために、保育サービス・子育て支援サービスの充実を図り、子育て家庭への経済的支援、ひとり親家庭、障がいを持つ子どものいる家庭への支援を充実します。

共働き家庭ばかりでなく、すべての子育て家庭において、男女がともに責任と喜びを分かち合いながら子どもを育てていくことができる社会環境づくりを推進します。

(2) 子どもが健やかに育つ環境づくり

子どもが心身ともに健やかに成長することは、子ども自身にとっても親にとってもまた、地域社会の将来のためにも大切なことです。

そこで、妊娠から出産、乳幼児期に至るまでの親子の健康づくりに積極的に取り組み、青少年の喫煙・飲酒・薬物使用防止の啓発活動、社会問題になっている児童虐待防止対策を推進します。

(3) 子どもの生きる力を育み健やかな成長を支えるまちづくり

現代社会のさまざまな変化に伴い、子どもを取り巻く環境も大きく変化し、子どもの自主性や社会性が育ちにくくなっています。

次世代を担う子どもが、自主性を持ち、調和の取れた心豊かな人間として成長するために、学校、家庭、地域が連携して、社会全体で子どもを育てる児童健全育成を推進します。

不登校・ひきこもり等の相談体制を充実し、子どもの心の健康づくりを支援します。



3 施策体系

基本理念	基本目標	基本施策
子どもの笑顔がかがやくまちづくり	1. 安心して子育てができる環境づくり	就学前の子どもの保育・教育の充実
		子育て支援サービスの充実
		児童の健全育成
		子育てに関する経済的支援
		ひとり親家庭への支援
		障がいのある子どもと家庭への支援
		次世代の親の育成
		子育て家庭の仕事と家庭生活との両立支援
	2. 子どもが健やかに育つ環境づくり	母と子どもの健康づくりの支援
		子どもたちの安全の確保
		児童虐待防止対策の充実
	3. 子どもの生きる力を育み健やかな成長を支えるまちづくり	乳幼児教育の充実
		小中学校の教育環境の整備
		不登校などへの相談支援

第4章 湯沢市における子ども・子育て支援の実施に関する基本的考え方

1 子ども・子育て支援施策の実施方針等

市は、子ども・子育て支援制度の実施主体であり、国・県と連携しながら地域の実情に応じて質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が適切に提供されるよう、計画的に提供体制を確保するとともに、その利用の支援を行います。

このため、市では、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況及び利用希望を把握した上で、管内における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期等を盛り込んだ湯沢市子ども・子育て支援事業計画を作成し、当該計画をもとに、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施します。

第5章 施策の推進

1 安心して子育てができる環境づくり

(1) 就学前の子どもの保育・教育の充実

認定こども園・保育所において、働く形態の多様化による保護者の保育ニーズに対応した各種保育サービスを充実し、働きながら子育てをする家庭を支援します。

認定こども園・保育所の環境整備や保育士・幼稚園教諭の研修を行い資質の向上に努め、すべての子どもに平等に質の高い保育・教育の場を提供します。

●主な施策

●認定こども園・保育所の主な施策

事業名	事業内容	担当課
○通常保育事業	共働き、保護者の病気や介護しなければならない人がいる等保育が必要な事由があり、家庭では保育できない乳幼児の保育を家庭に代わって行う。	子ども未来課
○延長保育事業	保護者の勤務時間等により通常保育の時間を延長して保育を行う。	
○一時預かり事業（一般型）	通常保育の対象児以外でも家庭の事情で一時的に保育できない場合、1か月に14日を限度として預かる。	
○一時預かり事業（幼稚園型・その他）	主に1号認定こどもについて、教育時間の前後または長期休業日等に在籍する認定こども園において預かる。	
○休日保育事業	日曜、祝日に仕事を持つ保護者（家庭）のために保育を行う。	

○障がい児保育事業	身体障がい、知的障がいを持つ子どもを受け入れ、集団の中でその障がいに合わせた保育を行う。	子ども未来課
○病児保育事業（病児対応型）	保護者が仕事の都合等で病気回復期に至らない児童を家庭で保育することが困難なとき、専用の保育室において一時的に保育を行う。（生後8週から小学校6年生まで）	
○病児保育事業（病後児対応型）	保護者が仕事の都合等で病気回復期の児童を家庭で保育することが困難なとき、専用の保育室において保育を行う。（生後6か月から小学校3年生まで）	
○病児保育事業（体調不良児対応型）	児童が保育中に体調不良となったとき、保護者の迎えがあるまで保育所で緊急的な対応を行う。	
○広域入所保育所運営事業	仕事先が市外であるなどの事情で、湯沢市以外の保育所に入所希望がある場合にも利用できるように対応する。	
○幼・保・小連絡会議	認定こども園・保育所・小学校相互の情報交換、研究協議、授業や保育を参観したあと、テーマに分かれて協議を行い、資質の向上を目指す。	教育委員会



(2) 子育て支援サービスの充実

すべての妊産婦等の状況を継続的に把握し、妊娠から出産・子育て期にわたり切れ目なく総合的相談支援を実施します。また、支援を必要とする家庭が利用できる子育て支援サービス等の情報提供を行うとともに、必要に応じ関係機関と協力し支援プランを策定します。

各地域に一箇所ずつある地域子育て支援センターの連携と活動内容を充実し、さまざまな情報の発信、乳幼児を持つ親子が気軽に集い、交流ができる場の提供、子育て家庭の不安や悩みへの対応など、すべての子育て家庭を支援します。

親子で気軽に遊びに行ける場所がほしいという声が多く聞かれる中で、誰もが利用しやすい子育て支援センターのあり方を検討します。

保護者に緊急の用事があったとき子どもを預けられる場所、地域での子育ての相互援助組織として、ファミリーサポートセンター事業の利用を促進します。

●主な施策

事業名	事業内容	担当課
○利用者支援事業(子育て世代包括支援センター)	母子手帳交付時に面談し、妊娠期から出産育児への不安へ寄り添い相談支援を実施し、同時にハイリスク妊婦のスクリーニングを行い、適切な支援へとつなげる。また子育て支援サービス等の情報提供、必要に応じ関係機関と協力し支援プランを作成し個々に応じた支援をコーディネートする。	子ども未来課
○地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)	子育て支援センターは各地域4箇所開設し、子育てに関する相談の受付、様々な情報の提供、子育てサークル・保育サポーターの支援、就学前の親子を対象にした集い等の活動を行う。 親子で気軽に遊びに行くことができ自由に過ごせる場を提供し、子育て中の親同士、子ども同士の交流に役立ててもらおう。 心身に発達上の心配がある幼児や、家庭での養育環境に支援が必要と思われる保護者の親子教室(幼児教室)、療育サークルの支援及び相談、アドバイスを実施する。 4箇所の連携と活動内容の充実を図る。	
○ファミリーサポートセンター	地域において育児の援助を行いたい者と育児の援助を受けたい者を組織化し、相互援助活動を行い、安心して働くことができる環境づくりを推進する。また、相談室・託児ルームを設置して会員相互の交流の場を設ける。	

○子育て短期支援事業(ショートステイ)	保護者が病気、怪我、出産などにより、児童の養育が一時的に困難となった場合や、経済的な理由により緊急一時的に児童を保護することが必要な場合、一定期間、養育・保護を行う。2歳以上の児童については、横手市の児童養護施設に、2歳未満児については、秋田市の乳児院に委託して実施する。	
---------------------	--	--

(3) 児童の健全育成

保護者が就労等で昼間家庭にいない児童に対し放課後児童クラブ等を整備、充実し、児童が安全に放課後を過ごし、集団生活の中で社会性を養い心身ともに健康に育つように、また、保護者が安心して仕事ができる体制をつくります。

地域において、子どもたちが自由に集い、安全して過ごすことができる放課後や週末等の居場所づくりを推進します。

子どもの健全な育成に向けて、非行、飲酒・喫煙・薬物使用防止や有害図書販売規制等の啓発活動を推進している、青少年育成湯沢市民会議の活動を支援します。

●主な施策

事業名	事業内容	担当課
○放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	保護者が昼間家庭にいない小学生を対象に、授業の終了後学校施設や児童館などを利用して、放課後児童支援員を配置し、適切な遊びと生活の場を与えて、その健全な育成を図る。施設の老朽化、利用児童の増加に伴う狭隘化に対応するため、施設の改修や整備等を進め事業の充実を図る。放課後子ども教室との連携を図り放課後子ども総合プランの推進を図る。	子ども未来課
○児童館事業	地域において児童に健全な遊びを与え、健康を増進し、また、豊かな情操の形成を図る。	
○放課後子ども教室推進事業	市内公共施設に子どもの居場所を確保し、放課後や週末に子どもたちが自由に集い、大人(教育活動推進員)とのふれあいや様々な体験活動を通して「生きる力」を育む。湯沢市内7地区で実施しているが、需要に応じて対処していく。放課後児童クラブとの連携を図り放課後子ども総合プランの推進を図る。	教育委員会
○青少年育成湯沢市民会議	児童生徒の非行、問題行動を防止し、心身ともに健全に成長できるよう啓発活動等を展開している青少年市民会議の活動を支援していく。	

(4) 子育てに関する経済的支援

子育てにかかわる経済的負担は、精神的負担、身体的負担とともに子育て家庭にとって大きな問題であり、負担軽減のため、児童手当等の支給、医療費、保育料、教育費等の助成を行います。

●主な施策

事業名	事業内容	担当課
○児童手当	0歳から中学校終了前までの児童を養育している子育て世帯に経済的支援をする。	子ども未来課
○すこやか子育て支援事業	県と協働で対象となる世帯の保育料及び副食費を助成し、子育て世帯の経済的負担を軽減する。	
○児童扶養手当	母子（父子）家庭の母親（父親）等に、児童が18歳まで（障がい児は20歳まで）養育のための手当を支給し、経済的支援を行う。	
○第3子以上の子育て家庭に係る育児費用助成金	県と協働で第3子以降の子どもを養育する家庭に、就学するまで毎年1万5千円を上限として助成する。	
○出産祝い品	新たに出生した子どもを祝福するとともに、子育て世代の経済的負担軽減を図るため、出産祝い品として3万円分の子育てクーポン券および市の特産品である曲木家具の椅子に子どもの名前を刻印し贈呈する。	
○ひとり親家庭等住宅整備資金貸付	ひとり親家庭等の住宅のリフォーム等の資金として、県の資金を借り入れ、無利子（又は、低利子）で150万円を限度として貸付する。	
○母子父子寡婦福祉資金貸付	母子家庭等の修学資金、修学支度資金、住宅整備資金等を貸付ける県の貸付金制度の相談、申請等業務を行う。	
○福祉医療助成	所得制限なく中学校卒業までの全ての子どもを対象に、県補助事業及び市単独事業により医療費の自己負担分を無料とする。 ひとり親家庭に該当する18歳までの子どもを対象に、県補助事業により医療費の自己負担分を無料とし、経済的負担を軽減する。	市民課
○就学援助費	経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に就学に必要な経費を援助する。（生活保護世帯及び同世帯に準じる家庭）	教育委員会
○奨学金制度	経済的理由により就学が困難な人に対し奨学金を貸付することにより、義務教育修了後の上級学校への進学を支援する。	

○子育て資金利子補給事業	高校を卒業する年までの子どもにかかる子育て費用を金融機関から借り入れる際、利子分を助成する。	協働事業 推進課
--------------	--	-------------

(5) ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭に対し、養育・経済的援助、子育て・生活に関する相談・情報の提供等を充実し、自立し、安定した生活ができるよう支援していきます。

●主な施策

事業名	事業内容	担当課
○母子父子自立支援	母子父子家庭の生活全般の相談、就業支援の情報提供等、自立支援を推進する。 県の母子父子寡婦福祉資金の貸付申請・相談業務を行う。	子ども未来課
○児童扶養手当	(再掲)	
○ひとり親家庭等住宅整備資金貸付	(再掲)	
○母子父子寡婦福祉資金貸付	(再掲)	
○母子生活支援施設	経済面、生活面で自立して生活していくことができない母子家庭（養育する児童が18歳未満まで）に対して生活・就業・子育ての面で施設の中で指導して、自立を目指していく。	
○福祉医療助成（ひとり親家庭の児童）	ひとり親家庭に該当する18歳までの子どもを対象に、県補助事業により医療費の自己負担分を無料とし、経済的負担を軽減する。	市民課

(6) 障がいのある子どもと家庭への支援

障がいのある子どもが地域の中で健やかに育ち、子どもと親の不安や悩みを軽減するため、子ども家庭総合支援拠点事業を実施し、保健師、学校、教育委員会等関係機関との連携のもとに、療育相談や機能訓練、適切な就学指導を行います。

障がいのある子どもが集団の中で適切な保育を受けることができるよう、認定こども園・保育所での受け入れを促進します。

特別児童扶養手当、障害児福祉手当等の給付により、経済的負担を軽減します。

●主な施策

事業名	事業内容	担当課
○子ども家庭総合支援拠点事業	すべての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象として、その福祉に関し必要な支援に係る業務全般を行う。また、要保護児童、要支援児童及び特定妊婦等への支援業務を行う。	子ども未来課
○特別児童扶養手当	重度ないし中度の障がいがある子どものいる保護者に子どもが20歳になるまで障がいの程度に応じて手当を支給し、経済的負担を軽減する。	
○障害児福祉手当	重度の障がいがあるため日常生活に常時の介護を必要とする子ども（20歳未満）に手当を支給し経済的負担を軽減する。	福祉課
○身体障害者手帳	身体障害者福祉法に基づき身体に障がいのある子どもに身体障害者手帳を交付し、身体障害者福祉法で定められた福祉制度の支援策を受けることができるようにする。	
○療育手帳	知的障がいのある子どもに療育手帳を交付し、福祉制度の支援策を受けることができるようにする。	
○日常生活用具給付事業・補装具給付事業	障がいのある子どもの日常生活がより円滑に行われるよう、日常生活用具や補装具の給付を行う。	
○放課後等デイサービス事業	就学期の障がいのある子どもに放課後や夏休み等長期休業日に生活能力向上のために必要な訓練や社会との交流促進の場を提供する。	
○特別支援教育就学奨励費	小中学校の特別支援学級に就学する児童生徒に対して、保護者の経済的負担を軽減するため、学用品費、給食費、修学旅行費の一部を援助する。	教育委員会
○特別支援教育事業	普通学級に在籍する障がいのある児童生徒（LD，ADHD，高機能自閉症等の児童を含む）一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導や支援を行う。	
○地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）	（再掲）	子ども未来課

(7) 次世代の親の育成

核家族化、少子化等で、乳幼児と触れ合うことが少なくなっている小・中・高校生が、乳幼児とのふれあい体験を通じてやさしい豊かな心を育て、家庭を築くことや子どもを生み育てることの大切さを理解することができるような体験の場づくりなどを進めます。

●主な施策

事業名	事業内容	実施箇所
○ママと天使の交流会	妊産婦に乳児と触れ合う経験やママ同士の交流の場を提供し、子育てに役立ててもらおう。	子ども未来課
○みんなで子育て街の保育園事業	中学生と乳児やその母親との対面式交流会を実施し、抱っこや遊びを通じて赤ちゃんの成長発達を肌で感じながら子育てのイメージを深めてもらう。	
○いのちの大切さ	市内の小・中学生を対象に専門家である助産師を招き、「生命の誕生」、親子の愛情、家庭愛について理解を深めてもらい「命の大切さ」「生きる力」を育む。	

●認定こども園・保育所での取り組み

事業名	事業内容	実施箇所
○交流・体験学習、ボランティア活動	次世代の親である小中高校生の体験学習やボランティアを受け入れ、乳幼児とふれあい交流をすることでやさしさと豊かな心を育て、子育ての大切さを実感してもらおう。	認定こども園 保育所

(8) 子育て家庭の仕事と家庭生活との両立支援

母親だけに育児や家事の負担がかからないよう、父親と母親が協力して行う意識を社会全体に広げるため、各方面への啓発に努めます。

多様な生き方、働き方が浸透する中、家族との時間を大切にできる働き方が重視されており、働き方の見直しを進め、職場優先の意識を解消し、家庭との時間を大切にできる職場環境づくりの促進に継続して取り組みます。

●主な施策

事業名	事業内容	担当課
○ワーク・ライフ・バランスの浸透の推進	市内各事業所においてイクボス（部下のワーク・ライフ・バランスを応援しながら業務責任を果たす上司）を増やし、ワーク・ライフ・バランスの意識を浸透させ、家庭との時間を大切にできる職場環境づくりを促進します。	協働事業推進課

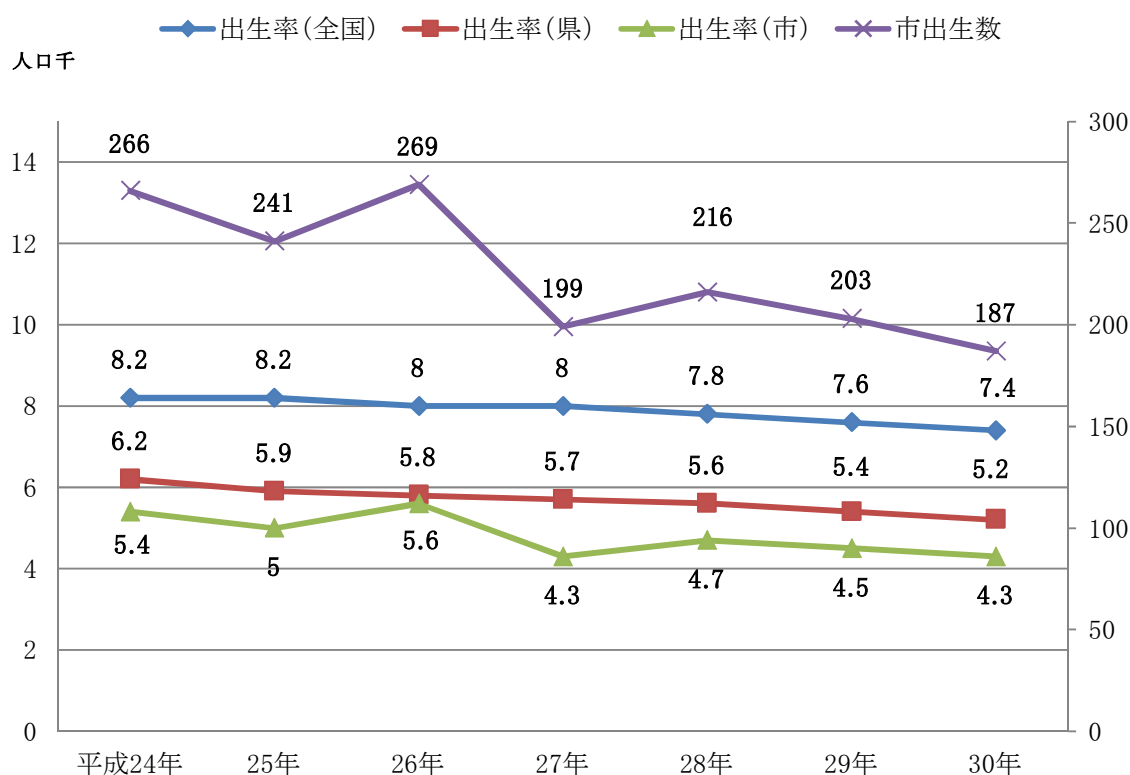
2 子どもが健やかに育つ環境づくり

(1) 母と子どもの健康づくりの支援

すべての母子について、妊娠から出産、子育てまで、様々な相談に対応するとともに、健康診査や予防接種などの保健事業を実施し、子どもの心身ともにすこやかな成長を支援します。専門知識を生かし、妊産婦や乳幼児等に対しきめ細やかで切れ目のない支援を包括的に行う子育て世代包括支援センターを中心に、関係部署が連携し、特に産前産後の育児不安の解消や生まれた子どもの心身の健康管理等に努めます。

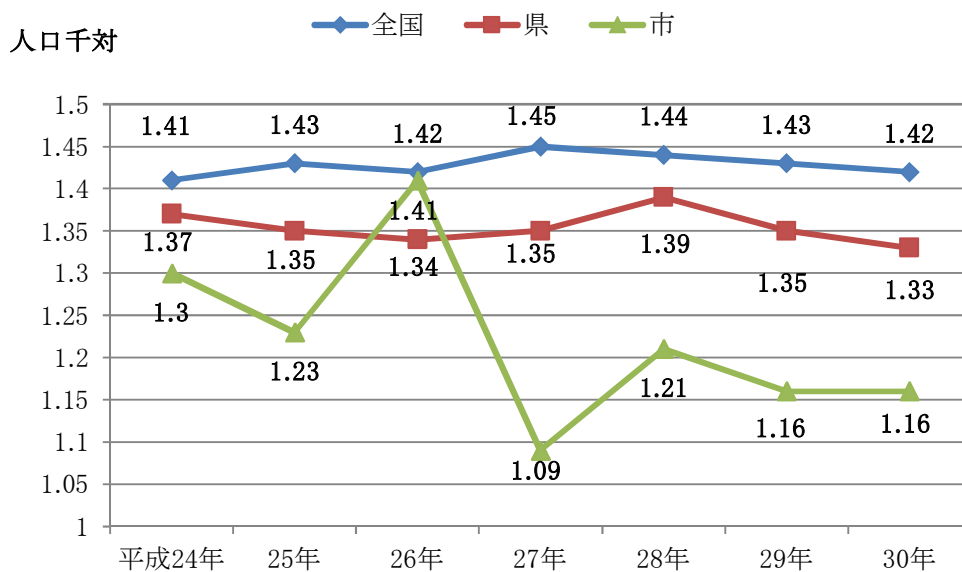
また、疾病・障がい等の早期発見のため、乳幼児健診時の相談体制を整えるとともに、発達の遅れや障がいのある子どもとその親に対して、保健所、児童相談所、療育機関と連携し、不安や悩みを少しでも軽減するための相談・支援体制を充実します。

□ 出生数・出生率



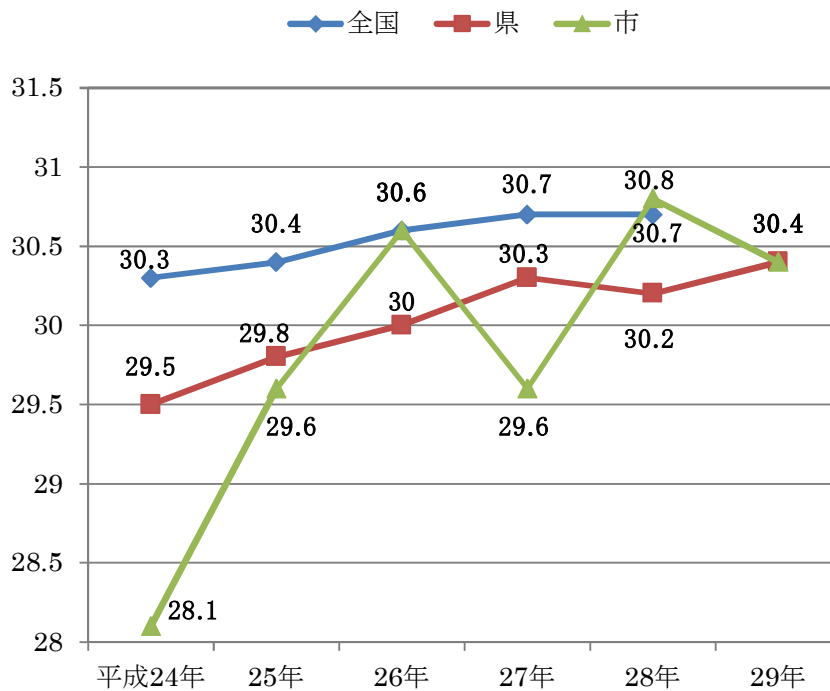
出典：厚生労働省人口動態統計、秋田県衛生統計年鑑、湯沢市出生統計

□合計特殊出生率



出典：厚生労働省人口動態統計、秋田県衛生統計年鑑、湯沢市出生統計

□第1子出生時の母の平均年齢



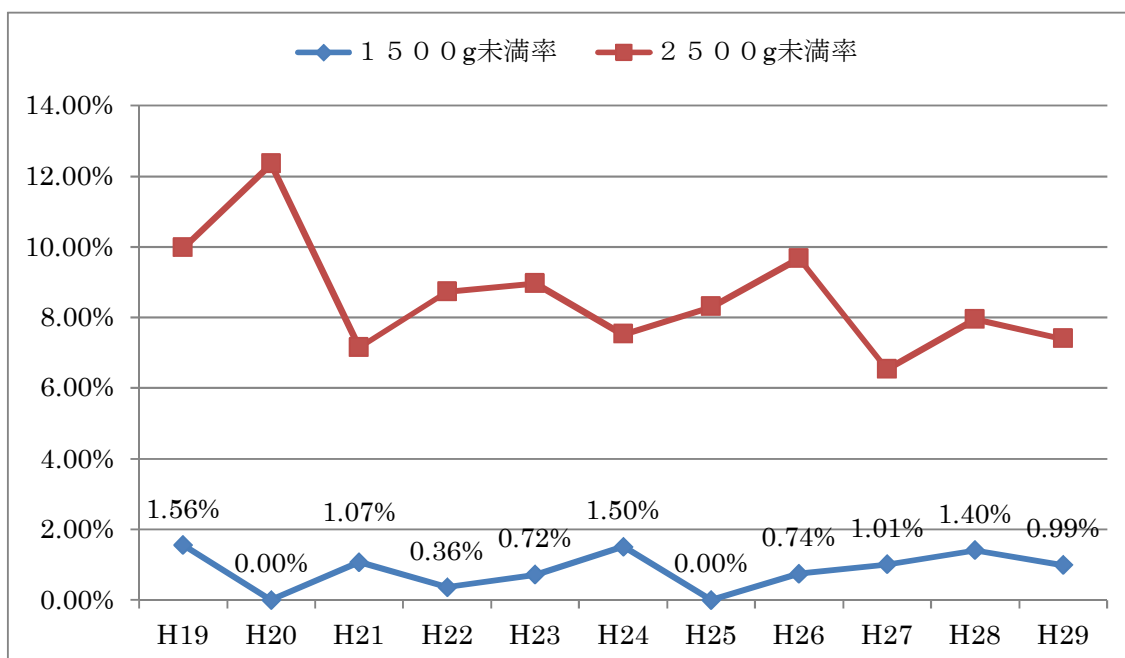
出典：厚生労働省人口動態統計、秋田県衛生統計年鑑、湯沢市出生統計

□年代別出生数・出生割合

	平成24年		平成25年		平成26年		平成27年		平成28年		平成29年	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
15～19歳	4	1.5%	2	0.8%	2	0.7%	1	0.5%	0	0.0%	1	0.5%
20歳～24歳	27	10.2%	22	9.1%	19	7.1%	23	11.6%	13	6.0%	11	5.4%
25歳～29歳	91	34.2%	80	33.2%	75	27.9%	56	28.1%	62	28.7%	52	25.6%
30歳～34歳	91	34.2%	74	30.7%	104	38.7%	77	38.7%	79	36.6%	72	35.5%
35歳～39歳	43	16.2%	52	21.6%	56	20.8%	34	17.1%	47	21.8%	48	23.6%
40歳～44歳	10	3.8%	10	4.1%	12	4.5%	8	4.0%	15	6.9%	18	8.9%
45歳以上	0	0.0%	1	0.4%	1	0.4%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.5%
出生数	266		241		269		199		216		203	

出典：湯沢市出生統計

□全出生中の低出生体重児の割合



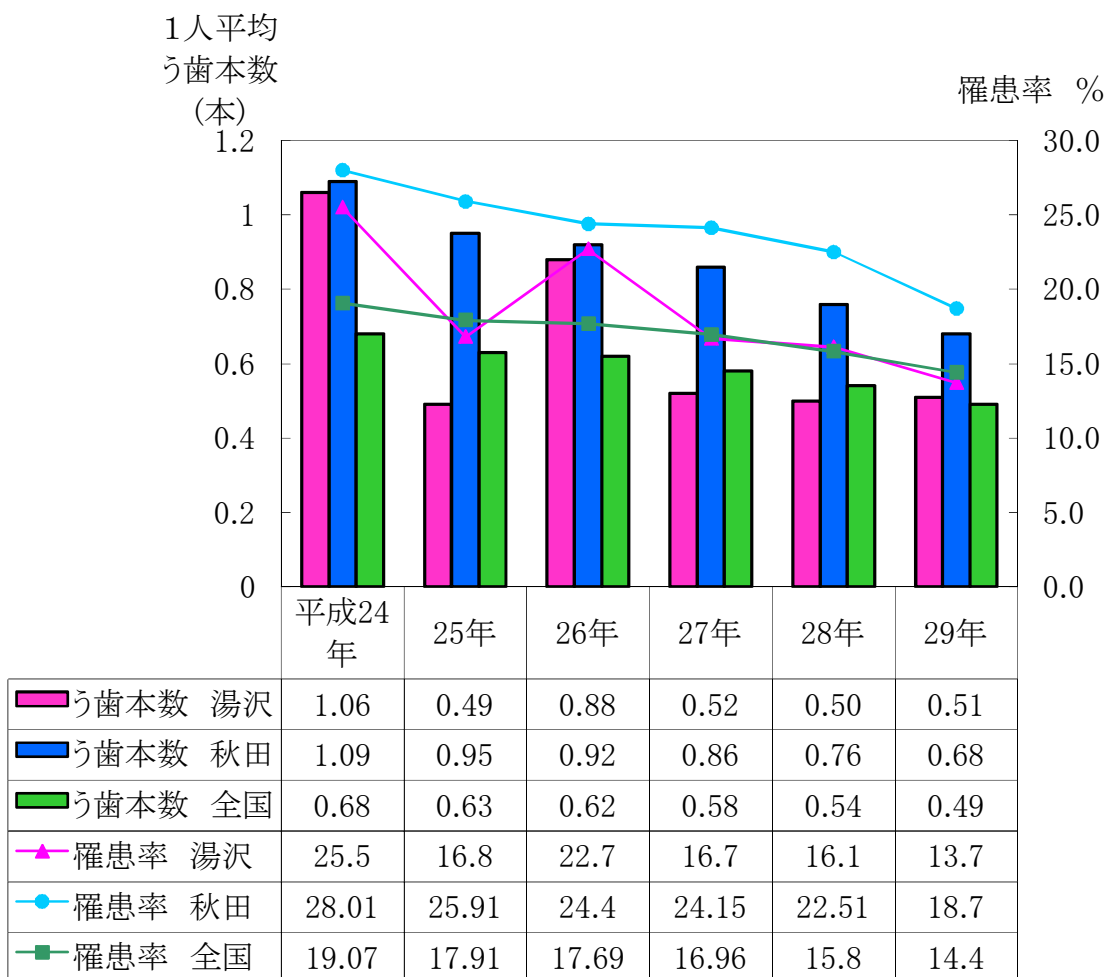
出典：湯沢市出生統計

□妊産婦・乳児死亡率

	平成24年		平成25年		平成26年		平成27年		平成28年		平成29年	
	率	人	率	人	率	人	率	人	率	人	率	人
妊産婦死亡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
乳児死亡 (人口千対)	0	0	0	0	3.72	1	0	0	0	0	4.93	1
新生児死亡 (人口千対)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4.93	1
出生数	266		241		269		199		216		203	

出典：秋田県衛生統計年鑑

□3歳児う蝕罹患率



出典：秋田県歯科保健対策施策報告書、湯沢市保健概要（3歳児健康診査）

●主な施策

事業名	事業内容	回数他	担当課
○妊娠届時すくすくアンケート	アンケートを実施し、妊娠期から出産育児への不安へ寄り添い相談支援を実施し、同時にハイリスク妊婦のスクリーニングを行い、適切な支援へとつなげる。	随時	子ども未来課
○母子健康手帳の交付と保健指導・健康相談	妊娠期から乳幼児期まで、一貫した健康づくりの基盤となる母子健康手帳を交付し、母子ともに健やかに成長できる出発点とする。	随時	
○一般不妊治療費助成事業 ○特定不妊治療費助成事業 ○不育症治療費助成事業	不妊に悩む夫婦の経済的、精神的な負担の軽減を図り、妊娠及び出産を支援する。	不妊治療を受ける夫婦に対し治療費の一部を助成する	
○妊産婦健康診査	定期的に健康診査を受けることで、妊娠中の異常の有無を早期に発見し、母子共に健やかな妊娠期を送ることができるよう実施する。	歯科健診1回 一般健診6回 子宮頸がん検診1回 新生児聴覚スクリーニング検査1回 産婦健診1回 母乳育児相談補助券3回	
○妊産婦訪問事業	妊娠、出産、産じょく期を正しく理解し、安心して出産・育児ができるような環境づくりを支援する。また個々に応じた育児の知識と情報が得られるように支援する。	状況に応じた回数	
○妊娠後期電話相談	妊娠7～8か月の妊婦後期に体調を確認し、出産等に対する不安等に対応し、安心した出産になるよう支援する。	おおむね1回	

<p>○新生児訪問指導 ○こんにちは赤ちゃん事業</p>	<p>母子の妊娠、分娩（出生）時の影響による心身の健康状態の把握と、それらに応じた生活や育児ができるようにする。 産後うつや育児不安の把握により、不安の軽減および虐待未然防止に努める。</p>	<p>おおむね1回</p>	<p style="color: red;">子ども未来課</p>
<p>○養育支援訪問事業</p>	<p>養育支援を特に必要とする家庭に対し、養育に関する指導、助言等を行うことにより、適切な養育環境の確保に努める。</p>	<p>状況に応じた回数</p>	
<p>○乳幼児訪問指導</p>	<p>新生児訪問や乳幼児健診等で、経過観察を要する乳児等を訪問し、精密検査の勧奨や療育指導など相談に当たる。必要に応じて福祉、医療機関と連携する。</p>	<p>状況に応じた回数</p>	
<p>○小児医療対策運営費補助金</p>	<p>小児医療を提供し、小児医療のための専用の病床を有する医療機関に対し、小児医療に要する経費の一部を補助することにより、小児二次医療を確保するとともに良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図る。</p>	<p style="color: red;">1箇所</p>	<p>健康対策課</p>
<p>○妊娠中からの子育て支援事業</p>	<p>特定妊婦（出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と思われる妊婦）や産後うつ病等で養育支援が必要と思われる産婦を把握し、医療・保健・福祉が連携し適切な支援を行う。</p>	<p>状況に応じた回数</p>	<p style="color: red;">子ども未来課</p>
<p>○未熟児養育医療</p>	<p>養育のため病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療の給付を行い、またはこれに代えて養育医療に要する費用の支給を行う。</p>	<p>身体の発育が未熟なまま出生した乳児が、正常児が出生時に有する機能を得るまで</p>	

<p>○産後ケア事業</p>	<p>市が委託した産院への宿泊または助産師による家庭訪問により、産後の体調管理や心のサポート、育児のサポートを行う。</p>	<p>・宿泊型：最大6泊7日 ・訪問型：最大2日間</p>	<p>子ども未来課</p>
<p>○2か月児アンケート</p>	<p>生後1か月健診受診後から4か月健診を受けるまでの子どもや母親の状況を把握し、母親が抱える不安や相談事に早期に対応する。</p>	<p>対象時期に、毎月1回アンケートと返信用封筒を郵送</p>	
<p>○乳幼児健康診査</p>	<p>乳幼児の発育発達状況を確認し疾病や発達上のリスクを早期に発見し支援する。 育児不安の軽減のために支援をする。 対象：4か月、7か月、1歳6か月、3歳</p>	<p>対象月齢時 1回</p>	
<p>○精密健康診査 (1歳6か月児・3歳児)</p>	<p>1歳6か月児・3歳児健康診査の結果、精密検査が必要と認められた子どもに対し医療機関または巡回相談事業につなぎ、治療・訓練に結びつける。</p>	<p>随時</p>	
<p>○予防接種事業</p>	<p>予防接種により感染症の重症化予防に努めるとともに疾病に関する正しい知識の普及を行う。 定期接種(四種混合ワクチン・三種混合ワクチン・不活化ポリオワクチン・ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチン・麻疹風疹混合ワクチン・日本脳炎・BCG・水痘ワクチン・ヒトパピローマワクチン・B型肝炎ワクチン・ロタウイルスワクチン) 任意予防接種(季節性インフルエンザ) 対象 ・生後6か月～13歳未満の者 ・13歳以上の中学生および高校生相当の年齢にある者 ・妊婦 接種1回につき2,000円助成(R2)</p>	<p>各予防接種回数 ・生後6か月～13歳未満の者：2回 ・13歳以上の中学生および高校生相当：1回 ・妊婦：1回</p>	

<p>○1歳児育児相談</p>	<p>乳児期からの発育や運動の発達、情緒の芽生えなど児に応じた育児ができるように支援する。 離乳食から幼児食への移行期であり望ましい食生活へつなげる（対象：11か月と1歳の児）。 保護者が歯の清潔について関心を持てるよう支援する。</p>	<p>対象月齢時1回 年12回の開催</p>	<p>子ども未来課</p>
<p>○ブックスタート事業 (7か月健診時)</p>	<p>絵本を介して赤ちゃんと保護者がゆっくりと向き合い、親子が触れ合うことを応援する。 絵本の読み聞かせを体験することにより、家庭で実践しやすいよう支援する。 子育て支援情報を広く伝え、母親の育児不安の解消を目指す。 多職種が各方面から母と子に関わることにより、子育て支援をネットワークで行う絵本の紹介や読み聞かせをネットワークで行う。 子育て支援情報提供・絵本のプレゼント</p>	<p>7か月児健診時に1回</p>	<p>湯沢図書館</p>
<p>○事故予防</p>	<p>4か月・7か月・1歳6か月児・3歳児健診時に誤嚥チェッカーやパンフレットを用い、事故防止についての保健指導を行う。</p>	<p>1回</p>	
<p>○受動喫煙予防</p>	<p>4か月健診・7か月健診時に啓発グッズやパンフレットを用い、受動喫煙予防についての保健指導を行う。</p>	<p>1回</p>	<p>子ども未来課</p>
<p>○初期離乳食教室</p>	<p>離乳食づくりに伴う育児不安を軽減し、ゆとりをもって進められるようにする。 個々の発達に合わせて進めていけるよう支援していく。 (進め方についての講話・離乳食づくり・試食・個別相談)</p>	<p>年間6回</p>	<p>子ども未来課</p>

<p>○後期離乳食教室</p>	<p>発達に応じた進め方、与え方でスムーズに離乳完了ができるように支援する。正しい食習慣が身につくようにしていく。 (離乳食完了までの進め方について講話・離乳食づくり・試食・個別相談)</p>	<p>年間3回</p>	<p style="color: red;">子ども未来課</p>
<p>○歯科健康診査 (1歳6か月児・3歳児)</p>	<p>生涯にわたり、歯と口腔内の健康を保つことができるよう、う蝕を予防し望ましい歯科保健習慣を確立するために実施する。</p>	<p>各月齢1回</p>	
<p>○歯科健康診査 (2歳児)</p>	<p>乳歯が生えそろう時期に医療機関で健診歯科保健指導、フッ素塗布を行い、う蝕を予防する。健診を機会に生活習慣を見直し、う蝕に対する保護者の意識を高める。 対象者：2歳から2歳3か月の前日まで</p>	<p>1回</p>	
<p>○1歳6か月児・2歳児・3歳児フッ素塗布事業</p>	<p>フッ素を塗布することにより、歯質の強化を図り、主に乳歯のう蝕を予防する。また、乳幼児の歯科保健に対する関心を高め、う蝕罹患率の減少と、望ましい生活習慣の確立を目指す。1歳6か月、2歳、3歳になった対象者に、フッ素塗布を勧奨する。あわせて歯科保健指導を実施する。</p>	<p style="color: red;">1歳6か月～1歳11か月 3歳～3歳5か月</p>	
<p>○フッ素洗口事業</p>	<p>永久歯の生え変わる5歳児(年長児)から小中学生を対象として、安全性や予防効果に優れているフッ素洗口を実施し、将来にわたっての子どもたちの歯の健康増進に努める。 フッ化物による洗口(30～60秒)</p>	<p>5歳児→週5回 小中学生→週1回</p>	
<p>○5歳児教育相談会</p>	<p>満5歳になった児童と保護者を対象に就学の相談会を実施する(事前アンケートあり)。児童の成長を確認するとともに、保護者に早い時期から就学について考えてもらい、必要に応じて相談のきっかけにしてもらう。</p>	<p>児童の誕生月毎に指定された日程</p>	<p>教育委員会</p>

指標および目標

		ベースライン	中間評価（平成30年度）	10年後
1	全出生中の低出生体重児の割合	7.5%（平成24年） 9.6%（平成24年度国）	7.4%（H29数値。H30数値が確定次第、掲載数値を変更する。）	減少
2	う蝕のない3歳児の割合	74.5% 81.0%（平成24年度国）	87.2%	90%
3	3歳児で仕上げ磨きをする親の割合	毎日する94.9% （平成25年度）	毎日する89.7%	増加
4	妊娠中の喫煙率 （すくすくアンケート）	6.5% 3.8%（平成25年度国）	2.4%	0%
5	妊娠中の飲酒率 （すくすくアンケート）	2.2% 4.3%（平成25年度国）	0%	0%
6	乳幼児健康診査の受診率	4か月健診 100%	4か月健診 100%	100%
		7か月健診 99.1%	7か月健診 98.4%	
		1歳6か月児健診 98.5%	1歳6か月児健診 98.2%	
		3歳児健診 98.2%	3歳児健診 97.6%	
7	妊娠11週以下での妊娠届出率	92.6% （平成24年度国数値 90.8%）	94.3%	増加

(2) 子どもたちの安全の確保

子どもや子育て中の親が、安全で快適に生活できる道路・交通環境づくりに努めます。

また、非行防止や、今日増え続けている様々な犯罪に子どもが巻き込まれるのを防ぐため、青少年育成市民会議、防犯協会、ボランティアグループなど、防犯、非行防止対策に取り組んでいる市民団体の活動を積極的に支援します。

●主な施策

事業名	事業内容	担当課
○交通安全対策	湯沢警察署等関係機関との連携のもと、乳幼児、小学生、中学生向けの交通安全教室の開催、通学時間帯の街頭指導、季別の交通安全運動啓発活動を行っていく。	くらしの相談課
○防犯対策	市内小中学校の通学路において下校時間帯のパトロールや子どもたちが犯罪に巻き込まれないよう、街頭パトロールを実施し、犯罪の未然防止に努めていく。	
○防犯灯の整備	防犯灯の破損等の修繕に速やかに対応し、地域と子どもたちの安全確保に努めていく。	
○未整備の歩道の対策	歩道の整備されていない通学路にグリーンラインを引いて（グリーンベルト）子どもたちの安全を確保していく。（皆瀬地域、湯沢地域の一部で実施）	建設課
○街区公園等の遊具の安全点検	都市計画区域内の公園の遊具については、日常点検を公園愛護会に委託するとともに、毎年1回専門業者による定期点検を行っている。公園愛護会からの指摘や点検結果に基づき、随時修繕や撤去、あるいは更新を行っていく。	都市計画課
○青少年育成湯沢市民会議	青少年の非行、性犯罪、薬物等乱用防止などの啓発運動を積極的に展開していく。また、児童生徒の安全のため、無人化になった湯沢駅周辺の夜間のパトロールを行う。	教育委員会
○通学路安全推進会議	学校、警察、道路管理者等関係機関が連携して市内小中学校の通学路の安全点検を行い、防犯や交通安全の確保に努めていく。	
○有害環境への対策	関係機関、団体やPTAと連携、協力し、児童生徒を取り巻く有害環境への対策を進めていく。インターネットやSNSの適切で安全な利用について、授業等で指導、啓発を行っていく。	
○ベビーシート・チャイルドシートの貸出	乳幼児を持つ保護者に希望によりベビーシート・チャイルドシートの無料貸し出しを行う。	
		子ども未来課

(3) 児童虐待防止対策の充実

児童虐待については、日々、新聞、テレビ等が報道するなど、深刻な社会問題となっています。児童虐待は、子どもの健やかな成長と発達を損ない、子どもの人権を侵害する深刻な問題であり、迅速かつ適切な対応が求められています。

本市においても湯沢市要保護児童対策地域協議会において児童相談所、警察、保育施設、学校など関係機関との緊密な連携による児童虐待ネットワークを構築し、また、相談窓口のきめ細かな対応を一層充実することにより、発生予防、早期発見、早期対応、再発防止のための取り組みを進めていきます。

●主な施策

事業名	事業内容	担当課
○湯沢市要保護児童対策地域協議会	関係機関との緊密な連携により虐待等の発生予防、早期発見、早期対応、再発防止に取り組む。	子ども未来課
○子ども家庭総合支援拠点事業	(再掲)	

3 子どもの生きる力を育み健やかな成長を支えるまちづくり

(1) 乳幼児教育の充実

乳幼児の頃から個々の能力や個性を伸ばし、集団の中での遊びや体験などを通じて社会性の芽生えを養い、豊かな心を身につけたくましく生きていくことができるよう、認定こども園・保育所等では子どもの発達に応じた保育、教育の充実に努めます。

また、子育て支援センターでは育児サークルを支援し、保育施設を利用していない子どもと親たちに遊びや交流の場を提供し、乳幼児期の子育てを支援します。



●主な施策

事業名	事業内容	実施箇所 担当課
○認定こども園・保育所での事業	認定こども園・保育所の主な施策の各事業を通じて実施	認定こども園 保育所
○認定こども園・保育所の園・園庭開放	未就園児と保護者に園・園庭を解放し集団での遊び等を経験してもらう。	認定こども園 保育所
○地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）	(再掲)	子ども未来課
○カンガルースクール	月2回の親子体操教室を開催し、様々な運動遊びを通して幼児の心身の発育を促進する。 (対象2・3歳児)	教育委員会

(2) 小中学校の教育環境の整備

学校内での子どもをとりまく環境は、いじめ、不登校など社会情勢の変化とともに深刻な問題になってきています。子どもが、一日の大半を過ごし、教育を受け、社会性を身につけていく大切な場所である学校の環境整備を行います。

(3) 不登校などへの相談支援

不登校児童生徒及び不登校傾向の児童生徒の教育相談活動を学校と連携を図りながら行うとともに、学校復帰ができるよう支援し、学校内での相談体制を充実させ、子どもや親の様々な不安・悩みの相談に対応し、児童生徒が楽しい学校生活を送ることができるよう支援します。

●主な施策

事業名	事業内容	実施箇所
○子ども家庭総合支援拠点事業	(再掲)	子ども 未来課
○心の教室相談員	心の教室相談員を配置し、生徒の悩みに関する相談業務を行う。	教育委員会
○適応指導教室 (そよ風教室)	不登校児童生徒の個別指導及び集団指導を実施することにより、学習意欲、自立心、社会性を育て学校復帰ができるよう回復指導を行う。	